

議案第 17 号

白井市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定
について

白井市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、印西地区消防組合火災予防条例の一部改正を踏まえ、条例の一部を改正するものです。

白井市火入れに関する条例の一部を改正する条例

白井市火入れに関する条例（昭和59年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき」を「場合」に、「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号資料

○白井市火入れに関する条例（昭和59年条例第24号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>全て</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された<u>場合</u>には、速やかに消火しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>すべて</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は</u> <u>火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき</u>又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u> <u>若しくは火災警報が発令されたとき</u>には、速やかに消火しなければならない。</p> <p>(略)</p>